

## 「中国派遣者の給与所得の課税問題と実務」

～中国における個人所得税の特徴、短期滞在者の免税規定、源泉徴収義務、出向者 PE 課税に関する対策、課税所得の具体的な計算方法、納税漏れに対する延滞税及び罰金、日本において受給する退職金・年金の課税関係、日本における派遣元企業の給与負担の問題等々、中国滞在歴 10 年の馬場久佳氏が現地の生きた情報を含め、分かりやすく解説します～

開催日：2016 年 10 月 6 日 (木) 13:00 ～ 16:00 会場：東京・中央区立産業会館

講師：馬場久佳氏 キャストコンサルティング(株) コンサルタント (公認会計士合格者)

受講料：1 名 29,000 円 (消費税、資料代含む) 1 社 2 名以上 1 名 26,000 円に割引

13:00

### 1. 中国における納税実務の流れ

- ・納税方式 ・申告時期 ・外貨給与の換算レート
- ・納税額の計算式 ・確定申告 ・賃金給与所得の適用税率表

### 2. 所得税に関する国際課税の原則

### 3. 中国の給与所得の課税について

- ・個人所得税の特徴 ・納税義務と課税範囲 ・居住性の判定
- ・源泉所得の分類 ・短期滞在者免税 (=183 日ルール) ・納税額の計算式 ・課税所得に関する外国人特例 ・賞与及び経済補償金

### 4. 中国の董事報酬について

- ・董事報酬に対する個人所得税 ・源泉所得の分類 ・納税額の計算式
- ・董事と総経理を兼務する場合 ・日本の役員報酬

休憩

### 5. 恒久的施設 (PE) と短期滞在者免税の適用除外

### 6. 中国における出向者 PE 認定リスク

- ・出向者 PE の概要 ・出向者 PE に該当しないケース
- ・出向者 PE に該当する可能性のあるケース

### 7. 納税漏れに対する延滞税及び罰金

### 8. 派遣元企業における給与負担に係る諸課題

### 9. 外国税額控除について

その他

\* 質疑・応答 / 個別相談 (講座終了後も対応可能)

16:00

申込先：マネジメント・トレーニング・センター

TEL：048-948-8630

〒340-0034 草加市氷川町 2 1 2 3 - 4

FAX：048-948-8650

E-mail：kawanabe@bh.mbn.or.jp

お申込みは E メール、FAX または電話にて①会社名②住所、電話番号③部課・役職名④氏名をご連絡下さい。折り返し受講票 (会場地函含) 及び請求書を送付致します。尚、ご参加者の上記情報は当センターからのセミナー等のご案内の送付に利用する場合がございますので、ご了承の程お願い申し上げます。